

## 「はじめに」

新たな離島振興法は、関係各位のご協力・ご支援により、平成25年3月までの10年間の時限立法として、平成15年4月に施行されました。

今回の法改正に伴う離島振興計画については、地方分権の流れの中で地域における創意工夫を生かしつつ、その自立的発展を促進するため、国が離島振興の基本方針を定め、都道府県は市町村振興計画の案に基づき作成するとされました。

このことから、計画案の作成にあたっては、島民の方々と膝を交えた意見交換会を行うとともに、離島振興計画策定委員会の開催やパブリックコメントを実施するなど、島民の意見を最大限反映してきました。

新しい計画内容については、まず離島振興の基本方針を定めるとともに、その方針に沿って目指すべき目標として、「離島の有する特性を積極的に生かした自立的発展のできる島づくり」「生きがいを持って安心快適に生活することができる島づくり」を明らかにしています。

これまでの鳥羽市の離島振興施策は、漁港整備を中心に推進されてきましたが、新しい三重県離島振興計画では、交通分野において、島民の悲願である「離島架橋」が初めて明記されております。

島民が切望する離島架橋は、架橋ありきから、「島づくり」「まちづくり」への基本的スタンスが前提にあって、架橋の必要性を掲げる時代へと変化してきております。

このような状況を踏まえ、今回の離島住民アンケート調査は、島民の方々の離島架橋に対する考え方・要望を調査するとともに、架橋への再認識と動機付けを行いながら、架橋の必要性をより一層、浸透させ、今後、設立を検討している（仮）離島架橋建設促進協議会へと結び、離島架橋の建設促進を図るための一助とすることを目的に実施いたしました。